

松江市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業及び農村の有する多面的機能の維持及び発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進するため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。）及び多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。）に基づき、予算の範囲内において松江市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる者は、市長から事業計画（国実施要綱別紙1第5の4又は別紙2第5の5に定める事業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた国要綱別紙1第2又は別紙2第2に定める広域活動組織又は活動組織（以下「活動組織等」という。）とする。

(交付金の種類等)

第3条 交付金の種類及び交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、別表のとおりとし、交付の対象となる経費は、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した交付対象活動に係る経費とする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、国要綱別紙1第6の1に定める農地維持支払交付金の交付額及び別紙2第6の1に定める資源向上支払交付金の交付額を合算した額とする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を申請しようとする活動組織等は、松江市多面的機能支払交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定する。

2 市長は、交付金の交付を決定したときは、松江市多面的機能支払交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付金額の変更)

第7条 活動組織等は、交付決定通知を受けた後において、事業計画の変更等により交付金の額を変更する必要があるときは、松江市多面的機能支払交付金変更交付申請書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条に規定する変更交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付金の額を変更することを決定したときは、松江市多面的機能支払交付金変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（概算払）

第8条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、交付対象活動の完了前に交付金の全部又は一部を交付することができる。

2 活動組織等は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、松江市多面的機能支払交付金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（実績の報告）

第9条 活動組織等は、毎年度、国要綱別紙1第5の7又は別紙2第5の10の規定に基づき、事業計画に定められている事項の実施状況について、市長が定める期日までに、市長に報告しなければならない。

（交付対象活動の廃止）

第10条 活動組織等は、交付対象活動を廃止しようとする場合においては、松江市多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書（様式第6号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付金の返還）

第11条 市長は、国要綱に定める交付金の返還事由が生じた場合、又は前条に規定する交付対象活動の廃止があった場合は、国要綱及び国要領に基づき活動組織等に対して交付金を返還させるものとし、松江市多面的機能支払交付金に係る返還通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた活動組織等は、速やかに松江市多面的機能支払交付金に係る自己資金による返還届出書（様式第8号）又は松江市多面的機能支払交付金相殺希望届出書（様式第8号の2）を提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する届出書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、松江市多面的機能支払交付金に係る自己資金による返還金について（様式第9号）又は松江市多面的機能支払交付金に係る返還金の相殺について（様式第9号の2）により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた活動組織等は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

(交付金の精算)

第12条 市長は、国要領第1の12の(1)又は第2の17の(1)に規定する精算に係る交付金の返還が生じたときは、松江市多面的機能支払交付金の精算に係る通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた活動組織等は、松江市多面的機能支払交付金に係る精算報告書(様式第11号)を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

(終期)

第13条 交付金の終期は、令和8年3月31日とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 松江市多面的機能支払交付金交付要綱(平成27年松江市告示第379号)の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付金	交付対象活動
農地維持支払交付金	活動計画(国要綱別紙1第5の2に定める活動計画をいう。)に基づく国要綱別紙1第4に規定する農地維持活動
資源向上支払交付金(共同活動)	活動計画(国要綱別紙2第5の2に定める活動計画をいう。以下同じ。)に基づく国要綱別紙2第4の1に規定する地域資源の質的向上を図る共同活動
資源向上支払交付金(長寿命化)	活動計画に基づく国要綱別紙2第4の2に規定する施設の長寿命化のための活動
資源向上支払交付金(組織の広域化)	国要綱別紙5に基づく組織の広域化・体制強化

※長寿命化以外の資源向上支払交付金は共同活動にまとめて記載・交付する。

（あて先）松江市長

所 在 地
活動組織名
代表職氏名

年度 松江市多面的機能支払交付金交付申請書

多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、松江市多面的機能支払交付金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。

記

単位：円

区 分	交付申請額
農地維持支払交付金	
資源向上支払交付金（共同活動）	
資源向上支払交付金（長寿命化）	
合 計	

活動組織名

代表職氏名 様

松江市長 氏 名 印

年度 松江市多面的機能支払交付金決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金について、松江市多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により下記のとおり通知します。

記

単位：円

区 分	交付申請額
農地維持支払交付金	
資源向上支払交付金（共同活動）	
資源向上支払交付金（長寿命化）	
合 計	

（あて先）松江市長

所在地
活動組織名
代表職氏名

年度 松江市多面的機能支払交付金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定のあった多面的機能支払交付金について、松江市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

単位：円

区 分	交付対象額 (変更後)	交付対象額 (変更前)	今回の申請額
農地維持支払交付金			
資源向上支払交付金 (共同活動)			
資源向上支払交付金 (長寿命化)			
合 計			

活動組織名

代表職氏名 様

松江市長 氏 名 印

年度 松江市多面的機能支払交付金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度多面的機能支払交付金について、下記のとおり変更交付することに決定したので、松江市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

記

単位：円

区 分	変更交付決定額
農地維持支払交付金	
資源向上支払交付金（共同活動）	
資源向上支払交付金（長寿命化）	
合 計	

（あて先）松江市長

所 在 地
活動組織名
代表職氏名

年度 松江市多面的機能支払交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定の通知があった本交付金について、
下記のとおり概算払によって交付されたく請求します。

記

(1) 概算払請求額

単位：円

区 分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残 額	備考
農地維持支払 交付金					
資源向上支払 交付金（共同活動）					
資源向上支支払 交付金（長寿命化）					
合 計					

(2) 振 込 先 振込口座については、毎年度、第1回目の請求時に提出するもの。

(3) 添付書類 松江市多面的機能支払交付金決定（変更）通知書の写し

年 月 日

（あて先）松江市長

所 在 地

活動組織名

代表職氏名

松江市多面的機能支払交付金に係る活動廃止届出書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた事業計画に基づく活動を廃止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 対象となる事業計画

別添のとおり

2 活動を廃止する日

年 月 日

3 活動を廃止する理由

4 活動の廃止に伴う措置

松江市多面的機能支払交付金交付要綱第 11 条の規定に基づき、交付金を返還します。

5 その他参考となる書類（添付書類）

総会における活動廃止の議決資料（写）

その他活動廃止理由の参考となる資料

活動組織名

代表職氏名 様

松江市長 氏 名 印

松江市多面的機能支払交付金に係る返還金について（通知）

多面的機能支払交付金の支払済交付金について、返還事項が確認されましたので、松江市多面的機能支払交付金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 返還事項

2 交付金返還額内訳

単位：円

対象年度	対象交付金	返還額
年度	農地維持支払交付金	
年度	資源向上支払交付金 (共同活動)	
年度	資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	合 計	

3 交付金の返還方法に係る届出

松江市多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（様式第 8 号又は様式第 8 号の 2）を速やかに提出してください。

年 月 日

（あて先）松江市長

所 在 地
活動組織名
代表職氏名

松江市多面的機能支払交付金に係る自己資金による返還届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった松江市多面的機能支払交付金に係る返還金について、下記のとおり自己資金により返還することを届け出ます。

記

交付金返還額内訳

単位：円

対象年度	対象交付金	返還額
年度	農地維持支払交付金	
年度	資源向上支払交付金 (共同活動)	
年度	資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	合 計	

年 月 日

（あて先）松江市長

所 在 地
活動組織名
代表職氏名

松江市多面的機能支払交付金相殺希望届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった松江市多面的機能支払交付金に係る返還金については、自己資金による返還が困難であるため当該返還相当額を 年度多面的機能支払交付金から相殺し交付してほしいため、下記のとおり届け出ます。

記

交付金返還額内訳

単位：円

対象年度	対象交付金	返還額
年度	農地維持支払交付金	
年度	資源向上支払交付金 (共同活動)	
年度	資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	合 計	

活動組織名
代表職氏名

様

松江市長 氏 名 印

松江市多面的機能支払交付金に係る自己資金による返還金について（通知）

年 月 日付けで貴活動組織から届出のあった松江市多面的機能支払交付金に係る返還金について、下記の額を返還して下さい。

記

交付金返還額内訳

単位：円

対象年度	対象交付金	返還額
年度	農地維持支払交付金	
年度	資源向上支払交付金 (共同活動)	
年度	資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	合 計	

活動組織名
代表職氏名

様

松江市長 氏 名 印

松江市多面的機能支払交付金に係る返還金の相殺について（通知）

年 月 日付けで貴活動組織から届出のあった多面的機能支払交付金に係る返還金については、年度多面的機能支払交付金から下記の額を相殺して交付しますのでお知らせします。

記

交付金対象額内訳

単位：円

対象年度	対象交付金	返還額
年度	農地維持支払交付金	
年度	資源向上支払交付金 (共同活動)	
年度	資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	合 計	

活動組織名

代表職氏名 様

松江市長 氏 名 印

松江市多面的機能支払交付金の精算に係る通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書を確認した結果、事業計画に定める当該事業の活動期間終了年度となる 年度末に交付金の残額がありますので、松江市多面的機能支払交付金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

精算対象額

単位：円

対象交付金	精算対象額
農地維持支払交付金	
資源向上支払交付金 (共同活動)	
資源向上支払交付金 (長寿命化)	
合 計	

（あて先）松江市長

所 在 地
活動組織名
代表職氏名

松江市多面的機能支払交付金に係る精算報告書

年 月 日付け 第 号で通知のあった松江市多面的機能支払交付金の
精算については、下記のとおり報告します。

記

精算方法等

単位：円

項 目	精算対象金額	精 算 方 法	
		返 還	新事業計画へ繰入
農地維持支払交付金			
資源向上支払交付金 （共同活動）			
資源向上支払交付金 （長寿命化）			
合 計			